

# 談合情報対応マニュアル

## 第1 建設工事等の入札談合に関する情報があった場合の対応

建設工事等の入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合は、原則として次により対応すること。

### 1 情報の確認及び対応

談合情報があった場合は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局に通報すること。情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

### 2 委員会への通報等

事務局への通報は、情報入手後、電話等により直ちに行うこと。また、事務局は、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員会に報告するとともに、市長に通報すること。

## 第2 委員会において調査を要すると判断した談合情報への対応

入札事務を行う機関は、委員会の審議の結果、調査を要すると判断した談合情報（以下「要調査情報」という。）についての通知があった場合、原則として次により対応すること。なお、個別手続は、第3に留意して行うこと。

### 1 入札執行前に要調査情報の通知があった場合

#### (1) 公正取引委員会等への通報

要調査情報は、直ちに公正取引委員会及び県警本部（以下「公正取引委員会等」という。）に通報すること。

#### (2) 事情聴取

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮し、入札日の前日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで、全ての入札参加予定者に対して行うこと。また、事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、その写しを公正取引委員会等に送付すること。

#### (3) 入札執行の中止等

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、建設工事競争入札心得（昭和52年6月25日告示第78号。以下「入札心得」という。）第8条の規定により入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会等に通報すること。

#### (4) くじ引きによる入札参加者の選別

前号の場合を除き公正な入札を確保するため委員会が必要と認めるときは、くじ引きにより入札参加者を減じて入札を執行することができる。

#### (5) 誓約書の提出等

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札心得第10条第9号に基づき当該入札を無効とする旨の警告をした後に入札を

行うこと。ただし、入札参加者が代理人等で、その場で誓約書を提出できない場合は、後日持参させることとする。

イ アの場合、第1回の入札に際し、全ての入札参加者に対して工事費内訳書を提示するよう要請すること。ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札の場合において、あらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮のうえ、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請のうえ入札開始時刻を繰り下げる等して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

ウ イにより提示された工事費内訳書は、当該工事の積算内容を把握している職員（以下「積算担当者」という。）が立ち会い、入念にチェックすること。

エ 工事費内訳書のチェックの結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、入札の執行を延期し、若しくは取り止め、又は入札を無効にすること。また、その旨を公正取引委員会等に通報するとともに、誓約書、工事費内訳書及び入札結果表の写しを送付すること。この場合、工事費内訳書は返却しないこととする。

オ 工事費内訳書のチェックの結果、談合の事実があったと認められない場合は、その旨を公正取引委員会等に通報するとともに、誓約書及び入札結果表の写しを送付すること。

カ 談合情報の有無にかかわらず建設業者指名委員会又は入札参加資格審査委員会が必要と認めるときは、入札参加者に対し誓約書の提出及び工事費内訳書の提示を求めることができる。

#### (6) その他の対応

委員会から、(1)～(5)以外の対応について通知があった場合は、これにより対応すること。

#### (7) 市長への連絡

(1)～(6)の対応をとった場合は、各段階において速やかに市長に連絡すること。

#### (8) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められたものを公表しておらず、また、競争参加資格があると認められたものであっても入札するか否かは明らかでないため、(2)～(6)については、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として行うこと。

### 2 入札執行後に要調査情報の通知があった場合

入札執行後に要調査情報の通知があった場合は、既に入札結果等を公表していること並びに落札者及び落札金額を閲覧に供していることに留意しつつ、以下の手続によること。

#### (1) 契約（仮契約を含む。以下同じ。）締結前に要調査情報の通知があった場合

契約の締結を保留し、以下の手続によること。

##### ア 公正取引委員会等への通報

要調査情報を直ちに公正取引委員会等に通報するとともに、入札結果表の写しを送付すること。

##### イ 事情聴取

全ての入札参加者に対し、速やかに事情聴取を行うこと。この場合、全ての入札参加者に対し、当該入札に係る工事費内訳書を提示するよう要請し、積算担当者が当該

工事費内訳書を入念にチェックすること。また、事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、その写しを公正取引委員会等に送付すること。

ウ 入札の無効

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、入札心得第10条第9号の規定により入札を無効とすること。この場合、その旨を公正取引委員会等に通報するとともに、工事費内訳書は返却しないこととし、その写しを公正取引委員会等に送付すること。

エ 誓約書の提出

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書を提出させうえで落札者と契約すること。また、誓約書の写しを公正取引委員会等に送付すること。

オ 市長への連絡

ア～エの対応をとった場合は、各段階において速やかに市長に連絡すること。

(2) 契約締結後に要調査情報の通知があった場合

ア 公正取引委員会等への通報

要調査情報を直ちに公正取引委員会等に通報するとともに、入札結果表の写しを送付すること。

イ 事情聴取

全ての入札参加者に対し、速やかに事情聴取を行うこと。この場合、全ての入札参加者に対し、当該入札に係る工事費内訳書を提示するよう要請し、積算担当者が当該工事費内訳書を入念にチェックすること。また、事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、その写しを公正取引委員会等に送付すること。

ウ 契約の解除

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、当該工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除する場合は、その旨を公正取引委員会等に通報するとともに、工事費内訳書は返却しないこととし、その写しを公正取引委員会等に送付すること。

エ 誓約書の提出

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書を提出させること。また、誓約書の写しを公正取引委員会等に送付すること。

オ 市長への連絡

ア～エの対応をとる場合は、各段階において事前に市長に連絡すること。

### 第3 個別手続の留意点

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

談合情報に係る通報を受けた場合は、情報の内容を別記様式第1の談合情報報告書にまとめること。

2 公正取引委員会等への通報等

- (1) 公正取引委員会等への通報等は、財務部長名で行うこと。
  - (2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会中部事務所第1審査課である。
  - (3) 県警本部の窓口は、静岡県警察本部捜査第二課である。
  - (4) 公正取引委員会等への通報等は、別記様式第2により行うこと。なお、通報等の内容について公正取引委員会等から問い合わせがあることも予想されるため、事務局は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう、その内容を整理しておくこと。
  - (5) 公正取引委員会等には、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札結果表の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。
- 3 事情聴取の方法等
- (1) 事情聴取は、複数の職員により行うこと。
  - (2) 事情聴取は、入札参加者全員を集合させ、別紙1を参考に、1社ずつ別室で聴き取りを行うこと。
  - (3) 事情聴取の結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。
- 4 工事費内訳書のチェック
- (1) 談合の事実の有無について迅速に調査する必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができる。
  - (2) 制限付き一般競争又は公募型指名競争若しくは工事希望型指名競争で行う入札において要調査情報があった場合は、入札前に工事費内訳書をチェックするとともに、当該工事の詳細な積算資料を提示させ、併せてチェックすることとする。
- 5 誓約書の提出等
- (1) 誓約書については、公正取引委員会等に送付する旨を事情聴取の対象者に通知したうえで、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
  - (2) 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告をする場合は、別紙1を参考として警告事項を読み上げること。
- 6 報道機関等への対応は、一次的には事務局が対応すること。

付 則

このマニュアルは、平成9年11月4日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成14年1月9日から施行する。

付 則

このマニュアルは、令和2年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

## 談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分
工事 (委託) 名	
発注機関名	
入札 (予定) 日	年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	報道機関名・会社名等  役職・氏名等  連絡先 (住所・電話番号等)
情報提供手段	電 話 書 面 面 接 報 道 (該当に○を付す)
情報内容	
応答の概要	
応答者所属 職氏名・連絡先	

- ※ 1 情報が書面等の場合は、写しを添付すること。  
2 その他参考となる資料があれば添付すること。

第 号  
年 月 日

公正取引委員会中部事務所長  
様  
静岡県警察本部捜査第二課長

沼津市財務部長

談合情報に関する資料の送付について

本市が発注する〇〇〇工事（委託）の入札に係る談合情報に関連する下記の資料を、  
別添のとおり送付いたします。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札結果表（写）
- 5 入札に関する事項（無効・延期・取消し）
- 6 その他

（該当するものを○で囲む。）

事 情 聴 取 書

工事（委託）名

業 者 名

事情聴取を受けた者

聴取者（職・氏名）

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 あなたの住所、氏名を教えてください。	
2 あなたの所属（会社）名・職を教えてください。	
3 ○○工事（委託）の入札に先立ち既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
4 本件工事（委託）について、他社の人と何らかの打合わせ又は話合いをしたことがありますか。	
5 あったとすれば、どのような内容の打合わせ又は話合いでしたか。	
6 その他	

## 事 情 聴 取 項 目

- 1 あなたの住所、氏名を教えてください。
- 2 あなたの所属（会社）名・職を教えてください。
- 3 ○○工事（委託）の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。
- 4 本件工事（委託）について、他社の人と何らかの打合わせ又は話合いをしたことがありますか。
- 5 あったとすれば、どのような内容の打合わせ又は話合いでしたか。

## 入札執行に係る警告事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、建設工事競争入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、建設工事競争入札心得第10条第9号に基づき入札は無効とする。



## 誓 約 書

年 月 日

沼津市長様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代理人氏名

※署名又は記名押印

今般の下記工事の競争入札に関し、建設工事競争入札心得（昭和52年6月25日沼津市告示第78号）第10条第9号の規定に抵触する行為を行っていないこと及び今後とも同規定を遵守することを誓約するとともに、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、（本件入札に関連して刑法第96条の6の罪で逮捕者がでた場合、その逮捕が）本件入札に係る契約の締結前であっては私は当該契約の締結を辞退し、本件入札に係る契約の締結後であっては貴職が当該契約を一方的に解除することに同意します。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び静岡県警察本部に送付されても異議ありません。

### 記

1 工 事 名

2 工事場所

3 入札実施（予定）日 年 月 日

※ 状況に応じてアンダーラインの部分を（ ）内に置き換える。